

久留米入城400年記念ロゴマークデザインの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久留米入城400年記念ロゴマークデザイン（以下、「ロゴマークデザイン」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(使用の目的)

第2条 ロゴマークデザインは、久留米入城400年記念を盛り上げる機運醸成のために使用する。

(ロゴマークデザインに関する権利)

第3条 ロゴマークデザインに関する一切の権利は、有馬記念館保存会（以下「保存会」という。）に属する。

2 使用できるロゴマークデザインは別に定める。

(許諾)

第4条 ロゴマークデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、会長の許諾を受けなくてはならない。

2 前項の規定は、使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。

(申請)

第5条 申請者は、事前に使用許諾申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用承認)

第6条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークデザインの使用を承認するものとする。この場合において会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 保存会及び久留米市等の信用、品位、イメージを害し、又は正しい理解の妨げになる場合
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合

- (5) 保存会の事業又は保存会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (6) 立体物で、その表現がロゴマークデザインの立体物として認められない場合
- (7) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員となっている法人その他の団体である場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないと認めた場合

（決定及び通知）

第7条 会長は、ロゴマークデザインの使用の許諾又は不許諾の決定を行ったときは、使用許諾（不許諾）通知書（様式第2号）にて申請者に対し当該決定の内容を通知するものとする。

- 2 会長は、許諾の決定を行った場合において、必要があると認める場合には、ロゴマークデザインの使用方法その他について、条件を付することができる。

（使用許諾の期間）

第8条 ロゴマークデザインの使用許諾の期間は、前条の規定により使用許諾の決定を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、ロゴマークデザインの使用期間が限定されているときは、使用期間の末日までとする。

- 2 前項の期間満了後において、引き続きロゴマークデザインを使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

（使用料）

第9条 ロゴマークデザインの使用料は無料とする。

（使用者の遵守事項）

第10条 ロゴマークデザインは別表のとおりとし、使用する際は次の各号のすべてを遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載した内容に限って使用すること。
- (2) ロゴマークデザインを使用した物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を会長に提出すること。
- (3) ロゴマークデザインを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (4) ロゴマークデザインの商標権が保存会に帰属していることを承知し、自己のキャラクターや商標として使用しないこと。

- (5) ロゴマークデザインの使用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないように十分に注意すること。
- (6) 他人にその使用权を譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (7) 使用者は、第三者に使用対象物の製造を委託する場合は、使用者が使用許諾を受けること。
- (8) ロゴマークデザインは変形、装飾、変色、変更、修正等を行うことなく原画を忠実に表現すること。ただし、会長が特に認める場合を除く。
- (9) その他、会長が必要と認める事項を遵守すること。

(許諾内容の変更等)

- 第11条 使用者は、許諾内容について変更しようとする場合、あらかじめ変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、会長の許諾を受けなければならない。
- 2 会長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは、これを許諾し、変更許諾(不許諾)通知書(様式第4号)にて当該決定の内容を通知するものとする。

(使用に起因する問題)

- 第12条 使用者は、ロゴマークデザインの使用に起因する問題が生じた場合、自らの責任のもとに、速やかに適切な措置を講じるとともに会長に報告しなければならないものとする。この場合において、会長は一切の責任を負わない。
- 2 前項に伴い、保存会に損害等が発生したときには、保存会は使用者に対し、必要な損害賠償を請求することができる。

(使用状況の報告及び調査)

- 第13条 会長は、ロゴマークデザインの使用について許諾を受けた者に対し、使用状況についての報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
- 2 使用者は、第8条第1項の満期終了日までに使用報告書(様式第5号)にて、使用状況について報告しなければならない。
- 3 前項の規定に係わらず、使用対象物が販売を伴わない場合は報告を省略することができる。

(改善の指示等)

- 第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者に対し改善を指示することができる。この場合において、使用者が当該指示に従わないときは、デザインの使用許諾を取り消し、かつ、使用を中止させることができる。
- (1) この要綱に定める事項に違反した場合

(2) 使用許諾の際に付した条件に違反した場合

- 2 前項の規定によるもののほか、使用者が虚偽の申請を行いロゴマークデザインの使用許諾を受けていることが判明したときは、会長は、当該ロゴマークデザインの使用許諾を取り消し、かつ、中止させることができる。

(無許諾の使用)

- 第15条 会長は、ロゴマークデザインの無許諾使用については、その使用の中止を求めることができる。

(使用許諾の取り消し、又は使用の中止に起因する問題)

- 第16条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

- (1) 使用承認書の記載内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) 使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 第5条各号に定める事項に該当した場合
- (4) この要項に違反した場合

- 2 第14条又は前条の規定による使用許諾の取り消し、又は使用の中止により使用者に生じた損害について、会長は一切の責任を負わない。

(使用者の責任)

- 第17条 前条の規定によりロゴマークデザインの使用の承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 使用者が、ロゴマークデザインの使用によって、第三者に損害又は損失を与えた場合でも、会長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

- 第18条 会長は、ロゴマークデザインの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

附 則

- この要綱は、令和元年11月1日から施行する。